

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	重度障害者医療費助成の支給の調整（損害賠償）		
根拠条例等・条項	堺市重度障害者医療費助成条例第9条		
所 管 課	長寿社会部 医療年金課		
処 分 基 準 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<p>・設定</p> <p>・設定できない</p> <p>・基準を公開できない</p> <p>・対象者が疾病または負傷に関し第三者から損害賠償を受けたとき</p> <p>上記の場合当該損害賠償額の限度内において助成すべき額を支給しない。またはすでに助成した医療費に相当する額を返還させる。</p>		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別 (聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	・聴 聞	・弁 明
		ただし、行政手続条例第13条第2項第4号に規定する「納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするするとき」に該当するため、手続を省略する。	
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項		